

1. 会合名	非上場株式等の取引及び私募制度等に関するワーキング・グループ（第 32 回）
2. 日 時	令和 6 年 8 月 1 日（木） 12:30～13:20
3. 議 案	<p>1. 登録 PTS における店頭有価証券等の取扱いに関する規則改正について</p> <p>(1) 「私設取引システムにおける非上場有価証券の取引等に関する規則」</p> <p>(2) 「店頭有価証券等の特定投資家に対する投資勧誘等に関する規則」</p> <p>(3) 「株主コミュニティに関する規則」</p> <p>(4) 「店頭有価証券に関する規則」</p> <p>2. 金融商品仲介の取扱いに関する「店頭有価証券等の特定投資家に対する投資勧誘等に関する規則」の一部改正案について</p>
4. 主な内容	<p>1. 登録 PTS における店頭有価証券等の取扱いに関する規則改正について</p> <p>(1) 「私設取引システムにおける非上場有価証券の取引等に関する規則」</p> <p>(2) 「店頭有価証券等の特定投資家に対する投資勧誘等に関する規則」</p> <p>(3) 「株主コミュニティに関する規則」</p> <p>(4) 「店頭有価証券に関する規則」</p> <p>事務局より、資料に基づき説明が行われた。</p> <p>2. 金融商品仲介の取扱いに関する「店頭有価証券等の特定投資家に対する投資勧誘等に関する規則」の一部改正案について</p> <p>事務局より、金融商品仲介の取扱いに関する「J-Ships 規則」の一部改正案について、資料に基づき説明が行われた後、大要以下のとおり自由討議が行われた。</p> <p>【コメント・質疑応答要旨】</p> <p>➤ 取扱要領の作成について、委託元である取扱協会員が委託先である登録金融機関に委託を行う場合、委託を行う旨及び委託先の名称等の詳細も取扱要領に記載する想定か。また、取扱協会員及び委託先の登録金融機関双方で取扱要領を作成するという理解でよいか。委託先が登録金融機関でなく金融商品仲介業者の場合と併せてご教授いただきたい。</p> <p>→登録金融機関が取扱協会員の委託のもと投資勧誘を行う場合には、委託元・委託先の両者とも取扱協会員の指定を受ける前提で考えているため、双方が取扱要領を作成する想定である。また、委託元が委託する行為の詳細については、委託先は複数想定され複雑化することや、委託先から勧誘を受ける顧客は委託先の取扱要領を確認することで足りると思われるので、委託元の取扱要領に細かな記載までは求めない方向で考えている。他方で、委託先である登録金融機関の取扱要領においては、当該登録金融機関に代わり委託元が審査等を行う場合が主に想定されるが、そのような場合には委託元において当該審査等を適切に行う旨を明記したうえで、登録金融機関の HP 等において取扱要領を公表していただく必要があると考えている。</p> <p>金融商品仲介業者の場合には本協会の協会員ではないため、自主規制規則の直接的な適用はなく、協会からの指定や取扱要領の公表等を求めることはできないので、委託元証券会社に指導・監督の規定を設けることで対応、ということが現状の整理である。金融商品仲介業者に委託する場合の委託元の取扱要領の記載については、まだ事例がないので回答は難しいが、投資家に誤解を与えないような実態に即した対応を検討してまいりたい。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>
5. その他	特になし

	※ 本議事要旨は暫定版であり、今後、内容が一部変更される可能性があります。
6. 本件に関する問合せ先	自主規制本部 エクイティ市場部 (03-6665-6770)